

審查基準整理票

処分名	産業廃棄物処理施設の変更の許可		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	(条項) 第 15 条の 2 の 6 第 1 項	
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (昭和 52 年総理府厚生省令第 1 号)	(条項) 第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項 第 12 条の 2 第 12 条の 2 の 2 第 12 条の 2 の 3 第 2 条第 1 項	
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課		
標準処理期間 (他機関等への照会等の期間を除く。)	28 日 (焼却施設・最終処分場を除く) 111 日 (焼却施設・最終処分場に限り)	法定処理期間	
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載			
次の各号のいずれにも適合していること。 (1) その産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置に関する計画が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 12 条、12 条の 2 に定める技術上の基準に適合していること。 (2) その産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場に限り。）の設置に関する計画が、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条第 1 項に定める技術上の基準に適合していること。 (3) その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画および維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全および規則第 12 条の 2 の 2 で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 (4) 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画および維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置および維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則第 12 条の 2 の 3 に定める基準に適合するものであること。 (5) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しないこと。			

参考

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 15 条の 2 の 6 第 1 項

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第 15 条第 2 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

【基準法令】

産業廃棄物処理施設の設置許可に係る審査基準整理票参照

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 15 条の 2 の 6 第 2 項

第 15 条第 3 項から第 6 項まで及び第 15 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の許可について、同条第 5 項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。